

## 令和4(2022)年度運営指導の結果について 【居宅介護支援】

### ○設備に関する事項について

1	個人情報が含まれる個人ファイルについて、施錠できない棚で保管しているとのことであった。個人情報の漏洩等を防ぐため、施錠できるキャビネットに保管する等、適切に管理すること。
---	---

### ○人員に関する事項について

1	勤務実績について、タイムカードでのみ管理しており、勤務実績表を作成していなかったため、適切に取り扱うこと。
2	勤務実績表と打刻データに一部相違があったため、労働時間を適正に把握し、必要に応じて修正すること。
3	研修計画が作成されていなかった。介護支援専門員の質の向上を図る研修の機会を確保するため、事業所内で実施するものも含め研修計画を作成すること。

### ○運営・報酬に関する事項について

1	契約書中、給付管理の項目において、給付管理票の提出先に誤りがあったため、適切に修正すること。
2	重要事項説明書について、説明日の記入が漏れていたため、適切に文書を完結させること。
3	重要事項説明書中、既に廃止された加算の記載が見られたため、適切に削除し修正すること。また、市の苦情受付担当の担当課名に誤りがあったため、適切に修正を行うこと。
4	重要事項説明書中、報酬単価の記載に一部誤りが見られたため、適切に修正すること。
5	重要事項説明書中、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等についての記載が、一部分かりにくい表現となっていたため、適切に修正を行うこと。
6	重要事項説明書中、業務継続計画の策定について記載があったが、計画を作成していなかった(経過措置期間中)。早急に計画を作成するか、記載を適切に削除し、実情と一致させること。
7	前6月に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等の説明文書について、算定する期間に誤りがあった。前6月間とは、前期(3月1日から8月末日)と後期(9月1日から2月末日)を対象とし、その期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を毎年度2回算定すること。
8	前6月に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等の説明文書について、利用者へ説明し同意を得ていたが、一部記載に漏れが見られたため、文書を完結すること。
9	前6月に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等の説明文書について、利用者へ説明し同意を得ていたが、上位2位までの割合のみ記載されていた。上位3位まで記載すること。
10	前6月に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等の説明文書について、利用者へ説明し同意を得ていたが、文書の原本が適切に保存されていなかった。利用者に係る記録等文書については、適切に整理し、保存を行うこと。
11	前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等について、利用者に対し十分説明を行わなければならないが、一部利用者について、説明した記録が確認できなかった。
12	令和3年度の制度改正による報酬単価の変更について、利用者へ説明、同意を得ていなかったため、早急に対応すること。

13	令和3年度の制度改正による報酬単価の変更について、利用者へ説明、同意を得ていなかったため、早急に対応すること。また、前6月に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等についての文書において、説明者欄があったが記入が漏れていたため、適切に文書を完結させること。
14	事務室において、個人情報に記載された文書が、窓から見える位置に掲示されていた。個人情報漏洩等を防ぐため、ファイルに保管するなど管理方法を変更すること。
15	利用者の個人情報を用いる場合については、包括的な同意を得ておくことで足りることとしているが、同意書中の利用の目的が分かりづらい表記になっていたため、使用する目的を同意書で示した上であらかじめ利用者及びその家族から同意を得ること。
16	契約書及び重要事項説明書において、記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市居宅介護支援事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則(平成30年3月30日規則第23号)第31条に基づき、5年間に修正すること。
17	契約書中、一部記載漏れが見られたため、文書を完結すること。
18	地域包括支援センターとの事例検討会の記録に参加者の記載がなかったため、適切に修正すること。
19	運営規程中、身体的拘束に関する記載があった。居宅介護支援とは別の事業の説明を併せて行うために記載したとのことだが、居宅介護支援事業以外の内容の記載は相応しくないため、適切な文書を整理すること。
20	通常の事業の実施地域について、運営規程と重要事項説明書で記載されている内容に相違があった。運営規程に変更が生じた場合は、変更届により変更事項を市長へ届け出ること。
21	運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、古い内容を掲示していたため、内容に変更があった場合は、最新のものに差し替えること。
22	事業所に重要事項説明書の掲示がなかったため、掲示すること。
23	苦情対応について、内容等の記録を作成していなかったため、適切に記録の作成及び保存をすること。
24	苦情箱の設置はされていたが、記入用紙が備え付けられていなかった。適切な用紙と共に設置すること。
25	代表者の氏名について、以前に市に届け出ている内容と相違があった。代表者の氏名及び登記事項証明書の内容に変更が生じた場合は、変更届により変更事項を市長へ届け出ること。
26	事務員を雇うことにより、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定していたが、事務員が別の職種で勤務しており、要件を満たさない状態であった。早急に現在の体制に即すよう届出すること。
27	特定事業所集中減算の判定期間に誤りがあった。前6月間とは、前期(3月1日から8月末日)と後期(9月1日から2月末日)を対象とし、その期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を毎年度2回算定し、判定すること。

#### ○ケアプランに関する事項について

1	アセスメントにおいて、家族と同居と記載されていた利用者が実際は別居となっていた。アセスメントは、利用者が置かれている環境等の評価を通じて利用者の解決すべき課題を把握するものであるため、正しい情報を記載すること。
2	居宅サービス計画書について、利用者の同意日が、第2表で位置付けた短期目標及びサービスの期間の開始日以降になっていた。事前に書面で説明し、口頭での同意を得ていたとのことであるが、適切な手順で計画書を作成し、同意を得ること。
3	居宅サービス計画書第1表について、課題分析の結果の記載が漏れていた。利用者及び家族の意向を踏まえた課題分析の結果を記載すること。
4	居宅サービス計画書第2表について、「短期目標」と「長期目標」が同じ内容の言い換えであったり、「短期目標」が抽象的な表現になっている利用者が認められた。目標は、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」として明確化し、具体的かつ分かりやすい表現とするなど検討すること。
5	居宅サービス計画書第2表について、利用者の同意の上、目標期間を延長したとのことだったが、同意について記録が残っていなかった。目標期間の延長は「軽微な変更」にあたるため、ケアプランの作成・交付等の一連の業務を省略することができるが、説明日、同意の有無等を支援経過記録に記録として残すこと。

6	居宅サービス計画書第2表について、「短期目標」及び「サービス内容」に係る期間の記載に誤りがあったため、適切に修正を行うこと。
7	居宅サービス計画書第2表について、生活全般の解決すべき課題(ニーズ)及び目標の一部が家族視点の内容になっていた。介護サービス計画は、利用者が地域の中で尊厳ある自立した生活を続けるための利用者本人の計画であるため、利用者視点の計画となるよう適切に取り扱うこと。
8	居宅サービス計画書第3表について、記録が不足していた。ケアプランは利用者の自立を支援するための重要な書類であるため、業務時間内に記録に係る時間を設ける等、業務体制の見直しを検討し、適切に記録を整備すること。
9	居宅サービス計画書第3表について、「主な日常生活上の活動」の記載が漏れていた。利用者の起床や就寝、食事、排泄など主要な日常生活に関する活動を明らかにし、対応するサービスとの関係が分かるよう、記載を行うこと。
10	居宅サービス計画書第4表について、サービス担当者会議の出席者について一部記載誤りがあったため、適切に修正すること。
11	居宅サービス計画書第4表について、サービス担当者会議を書面で開催し、各担当者に文書で照会をかけていたが、照会後の結果をまとめていなかった。各担当者には口頭で結果を伝達したとのことだが、結果を記録として残すこと。
12	居宅サービス計画書第4表について、記録が不足していた。ケアプランは利用者の自立を支援するための重要な書類であるため、業務時間内に記録に係る時間を設ける等、業務体制の見直しを検討し、適切に記録を整備すること。
13	居宅サービス計画書第4表について、サービス担当者会議の出席者の職種が記載されていなかった。サービス担当者会議を開催した際は、職種まで記録を残すこと。
14	居宅サービス計画書第4表について、会議を欠席する担当者の会議に出席できない理由が確認できないものがあつた。計画書第4表または「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」等で、欠席者の氏名及び出席できない理由が分かるよう記録すること。
15	居宅サービス計画書第5表について、記録が不足していた。ケアプランは利用者の自立を支援するための重要な書類であるため、業務時間内に記録に係る時間を設ける等、業務体制の見直しを検討し、適切に記録を整備すること。
16	医療サービスの利用について主治の医師等の意見を求めた場合、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないが、交付していないことが確認された。主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付すること。
17	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けている利用者について、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由の記載が確認できなかった。(継続して福祉用具貸与を受ける必要性がある場合の理由の記載についても同様) 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要性がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。福祉用具貸与及び特定福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を記録し、必要な理由を居宅サービス計画へ記載すること。
18	居宅サービス計画に訪問看護等の医療サービスを位置付けている利用者について、主治の医師等の指示があることが記録されておらず、書面での確認ができなかった。利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の指示を求め、その旨を記録すること。また、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付すること。
19	個別サービス計画の提出を受けていない利用者が認められた。居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要となるので、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。
20	利用者の身体能力に変化があつたが、更新後の計画内容に変更が見られなかった。利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者に提供し続けるため、利用者の身体能力の変化等、利用者の解決すべき課題の変化に留意し、計画の見直し及び変更を行うこと。

## ○他所感について

1	ヒヤリハットの記録の修正に修正ペンが使用されていた。訂正前の内容がわかるように、修正は見え消しと訂正印で行うこと。
2	事業計画について、事業課題の記載が現状と異なっていたため、適切な記載となるよう見直しを行うこと。

## ○他事業所の規範となる事項について

1	居宅サービス計画では、サービスの提供回数が具体的に記載されているなど、誰が見ても分かりやすい内容となっていた。
2	研修について、自己評価やアンケートを実施していた。また、介護分野だけでなく介護に関連する他分野の研修等を受ける機会を従業員に与えており、研修で学んだ幅広い知識がケアプランに反映されていた。
3	支援経過について、利用者の言動等を細かく記載し、利用者の状況の把握に努めていた。
4	事業所内で毎年度事業の自己点検をしており、よりよいサービス提供に努めていた。
5	職員会議の記録から、職員間での利用者に関する情報共有やサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達が適切に実施されていることが分かった。
6	内部の研修のみならず、外部の研修にも積極的に参加しており、研修の復命が詳細に記載されていた。
7	利用者のニーズを把握し、その利用者が意欲的に目標を達成できるケアプラン作成を行っており、利用者の自立支援に資するものとなっていた。
8	利用者のニーズを把握し、利用者が抱える問題について向き合い、寄り添う形で解決策を検討していた。
9	利用者の経過記録や福祉用具貸与が必要な理由などが誰が見ても分かるよう詳細に記載されていた。